

平成 30 年 12 月  
浜田市議会定例会議案  
(議会追加提出分)

平成 30 年 12 月 19 日



平成 30 年 12 月浜田市議会定例会付議事件（追加）

議 案

- 発議第 3 号 浜田市議会の会期等に関する条例の制定について
- 発議第 4 号 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 発議第 5 号 浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 6 号 専決処分事項の指定についての一部を改正する指定について



発議第 3 号

浜田市議会の会期等に関する条例の制定について

浜田市議会の会期等に関する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

平成 30 年 12 月 19 日 提出

議会運営委員会委員長 澁谷 幹 雄

## 浜田市議会の会期等に関する条例

### (会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、浜田市議会の会期は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、同条第3項及び第4項の場合は、この限りでない。

### (定例日)

第2条 法第102条の2第6項に規定する定例日は、次に掲げる日（その日が浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日前後において直近の休日でない日）とする。ただし、議長は、付議する議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 12月1日
- (2) 2月24日
- (3) 6月15日
- (4) 9月1日

### (その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### (浜田市議会の会期の特例)

2 第1条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後の最初の浜田市議会の会期については、平成31年4月1日から同年10月31日までとする。

### (浜田市議会の定例会の回数を定める条例の廃止)

3 浜田市議会の定例会の回数を定める条例（平成17年浜田市条例第5号）は、廃止する。

### (浜田市議会基本条例の一部改正)

4 浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 17 条」を「第 16 条」に、「第 18 条—第 21 条」を「第 17 条—第 20 条」に、「第 22 条—第 24 条」を「第 21 条—第 23 条」に「第 25 条」を「第 24 条」に、「第 26 条」に「第 25 条」に改める。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とする。

第 3 章中第 18 条を第 17 条とし、第 19 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 4 章中第 22 条を第 21 条とし、第 23 条を第 22 条とし、第 24 条を第 23 条とする。

第 5 章中第 25 条を第 24 条とする。

第 6 章中第 26 条を第 25 条とする。

発議第 4 号

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

平成 30 年 12 月 19 日 提出

議会運営委員会委員長 澁谷 幹 雄



## 浜田市議会会議規則の一部を改正する規則

浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 6 条までを次のように改める。

第 4 条から第 6 条まで 削除

第 14 条中「同一会期中」を「第 19 条本文に規定する会議ごとの議事日程に係る期間中」に改める。

第 19 条中「議長は、」の次に「浜田市議会の会期等に関する条例（平成 30 年浜田市条例第 号）第 2 条に定める定例日を初日として開く会議その他の会議ごとに、その」を加える。

第 61 条中「その会期中」を「第 19 条本文に規定する会議ごとの議事日程に係る期間中」に改める。

第 79 条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

会議録は、第 19 条本文に規定する会議ごとに作成する。

第 84 条第 1 項ただし書中「、又は閉会中において」を削る。

第 92 条第 3 項を削る。

第 93 条第 2 項中「及び第 3 項」を削る。

別表総務文教調査会の項から議会広報公聴調査会の項までを削る。

### 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

発議第 5 号

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

平成 30 年 12 月 19 日 提出

議会運営委員会委員長 澁谷 幹 雄

## 浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、財務部」を削り、同条第 3 項中「9 人」を「10 人」に改める。

第 7 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 40 条の見出し中「閉会中の」を「委員会の」に改め、同条中「閉会中も」を「次の会期においても」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

発議第 6 号

専決処分事項の指定についての一部を改正する指定について

専決処分事項の指定についての一部を改正する指定を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

平成 30 年 12 月 19 日 提出

議会運営委員会委員長 澁谷 幹 雄

## 専決処分事項の指定についての一部を改正する指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項に次の 4 号を加える。

- (3) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。
- (4) 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 会計年度末における地方交付税等の歳入、社会保障関連経費等の歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- (6) 会計年度末における法律等の制定又は改廃に伴い条例の改正が必要となり、当該法律等の施行に併せて当該条例の改正をしなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずる場合において、当該条例の改正をすること。

### 附 則

この指定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。